

実雇用率をみる？

障害者数のカウント

問

従業員が100人で障害者が2人いたとき、実際の雇用率は2%です・法定の雇用率は、2・2%ですが、これを満たさず違法なのでしょうか。

法定率乗じて端数は切捨て

答

雇用する対象障害者の数は、雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上にする必要があります（障雇法43条1項）。業種によって労働者数から一定の割合を除外できる仕組みがありますが、ここでは0%として考えます。障害者雇用率は、令和3年3月1日から2・3%に引き上げられます（令9条、令2.10.14政令311号）。常時雇用する労働者が100人いるときに、3月以降は2.3を乗じます。端数を切り捨てて2人以上雇用していれば良いこととなります（同項）。雇用率を計算するうえでは細かいルールがあります（43条8項）。分母の常用雇用労働者数を計算する際、短時間労働者（週20時間以上30時間未満）は0.5人とカウントします（則6条）。分子の障害者数については、身体障害者・知的障害者に限り、重度障害者を2人（短時間の場合は1人）とカウントする特例が設けられています（則5条）。単純に従業員が100人といってもパートなどが極端に多ければ、ここでいう常時雇用する労働者数はそれよりも少なくなる可能性があります。